

## 石狩市連絡管による水道水の提供に関する基本協定

札幌市水道事業管理者（以下「甲」という。）と石狩市長（以下「乙」という。）は、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が乙の要請に基づき、臨時的に水道水を提供する場合の取扱を定めるものとする。

（水道水の提供方法）

第2条 甲が乙に水道水を提供する際は、甲所有の口径 700 mm の配水管に札幌市北区屯田 7 条 10 丁目（別添図参照）で接続している、乙所有の口径 250 mm の連絡管（以下「連絡管」という。）により、花川北配水場（石狩市花川北 2 条 6 丁目 279 番地）へ行うものとする。

（連絡管）

第3条 連絡管は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条及び水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条の規定に適合するものとし、連絡管を使用する場合には、事前に甲乙協議のうえ、甲の給水事業に影響が生じないよう配慮するものとする。

（要請または終了の方法）

第4条 水の提供開始は、乙が、甲に対して要請書（様式 1）を提出することにより行う。ただし、緊急又はやむを得ない事情があると認められたときは、乙からの口頭による要請を行い、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

2 水の提供を終了するときは、乙が甲に対して口頭にて連絡するとともに、通知書（様式 2）を甲に提出するものとする。

（仕切弁操作の立会）

第5条 乙は、甲の市域において仕切弁を操作しようとするときには、甲に連絡し、甲の立会のうえ行うものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき甲が乙に水道水を提供する際に要した費用は、乙の負担とする。

2 前項の費用及びその支払手続については、別途細目協定を定めるものとする。

(提供水量の計量)

第7条 提供水量の計量は、乙が設置する流量計により行うものとする。

2 乙が設置する流量計は、計量法（平成4年法律第51号）第72条の第1項の規定に適合するものとし、かつ、甲があらかじめ承認する機種によるものとする。

3 乙は、甲の指示に従い、乙の負担と責任において適正な計量ができるよう十分な維持管理を行うものとし、計量について、甲乙いずれかが必要と認めたときは、双方立会のうえ調査するものとする。

4 流量計による提供水量の計量ができないときは、やむを得ない場合を除き事前に甲乙協議の上別途計量方法を定めるものとする。

(最大提供水道水量)

第8条 甲の乙に対する最大提供水道水量は、1日につき6,000立方メートル、1時間につき250立方メートルとする。

(提供制限等)

第9条 甲は、水道施設の事故または維持管理上やむを得ない事情により、乙に対する供給を制限または停止することができ、あるいは濁水を生ぜしめる場合がある。

2 甲は、前項に掲げる事情が生じた場合にあっては、乙に損害を与えても、甲はその責を負わないものとする。

(連絡管の維持管理)

第10条 連絡管は、乙が自己の費用により適切に維持管理を行うものとする。

2 甲の市域内にある乙の連絡管において異常が発見された場合は、乙は甲に

対し異常の状況、復旧方法等を速やかに報告するものとする。

3 甲が異常を発見した場合には、速やかに乙に連絡をし、適切な復旧・対応を要請するものとする。

4 連絡管の維持管理に際し、甲の市域において乙が土地管理者等と協議を行った場合、速やかに甲に結果を報告するものとする。

(水質の確認)

第 11 条 連絡管内の水質は、乙の責任で管理し、甲から提供を受ける水を需要者に供給する際には、あらかじめ水質の確認を行うものとする。

(協議事項)

第 12 条 本協定及び細目協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力の発生時期)

第 13 条 本協定書の効力は、平成 25 年 4 月 1 日から生じるものとする。

平成 25 年 3 月 28 日

甲 札幌市

代表者 札幌市水道事業管理者

水道局長 北野 靖尋

乙 石狩市

代表者 石狩市水道事業

石狩市長 田岡 克介

# 位置図



分水地点：札幌市北区屯田7条10丁目

様式 1 （第 4 条関係）

年 月 日

（あて先）

札幌市水道事業管理者  
水道局長

石狩市水道事業  
石狩市長 印

連 絡 管 使 用 に 係 る 要 請 書

石狩市連絡管による水道水の提供に関する基本協定第 4 条の規定に基づき、  
下記のとおり連絡管による水の提供を要請します。

記

1 連絡管使用理由

2 提供水量（予定）

3 流量計数値

・使用前

※流量計の使用前について、数値確認のための写真を添付すること。

4 提供期間（予定）

以 上

様式 2（第 4 条関係）

年 月 日

（あて先）

札幌市水道事業管理者  
水道局長

石狩市水道事業

石狩市長 印

連絡管使用の終了に係る通知書

石狩市連絡管による水道水の提供に関する基本協定第 4 条の規定に基づき、  
下記のとおり連絡管の使用を終了したことをお知らせします。

記

1 連絡管の使用を終了した日時

2 流量計数値

・ 使用後

※流量計の使用後について、数値確認のための写真を添付すること。

以上